

## 取締役会の実効性評価の実施結果の概要

当社は、2015年12月1日に制定した「JVCケンウッド コーポレートガバナンス方針」第17条において、「当社取締役会は、取締役会全体の実効性について評価・分析を行い、その結果の概要を開示する」ことを規定しており、2020年1月に取締役会の実効性評価・分析を行った。

### 1. 実効性評価方法の概要

今回の取締役会の実効性評価は5度目となるが、各取締役および監査役による自己評価の手法を採用して忌憚のない意見を引き出し、かつ、客観性を確保した評価を行うため、第三者機関による集計と分析を加える方法により、前回までの評価結果からの変化について分析・評価を行っている。

- 対象者 : 取締役および監査役
- 評価方法 : 対象者は「自己評価アンケート」に回答し、第三者機関が、直接集計と分析を実施
- 自己評価とアンケートの内容 : 当社のあるべき取締役会の役割、機能向上を見据えた評価項目案を構築し、第三者機関である外部専門家の意見も踏まえ、当社をとりまく内外環境等を分析・考慮したうえで絞り込みを行い作成

### 2. 実効性評価結果の概要

- ・取締役会は、社外取締役である議長の議事運営の下、各取締役が対等で協力的な雰囲気の中で議論が行われており、実効性は十分確保できていることを確認した。
- ・一方で、活発に議論できる環境であるが審議時間の不足も指摘されている。時間管理とのバランスを取りながら、取締役会以外でのオフサイトミーティングの活用や取締役会で議論すべき事項・論点をさらに明確にして議論の充実を図りたい。
- ・また、前回課題として挙げられた役員へのトレーニングについては、今年度から研修プログラムを導入しており、今後、包括的で体系的な研修制度を継続的に実施することが取締役会の機能および実効性向上に結びつくことを確認した。
- ・なお、取締役会は引き続きダイバーシティへの対応および各取締役の後継者計画やその育成が今後の課題として確認できたので、人材の評価・発掘・採用・育成の一連の計画作成や実施等、中長期の重要なテーマについて議論をより深めていく。

当社は今回の取締役会の実効性の評価結果を踏まえ、今後とも、取締役会の実効性向上に不断の努力を継続する。

【参考 「JVCケンウッド コーポレートガバナンス方針」  
(取締役会の評価)

#### 第17条

取締役会は、取締役会全体の実効性について分析・評価を行い、その結果の概要を開示する。[補充原則4-11③開示事項]

以上